

## ご利用の注意事項

- 産後ケア事業のご利用に際し、体調やご家族の状況を把握するため、保健師が訪問・面接・電話等で詳細をお伺いします。
- 利用決定後に、利用期間などの利用内容を変更する場合は、すみやかに茨木市こども健康センターへご相談ください。
- 利用決定後に、キャンセルする場合は、すみやかにご連絡ください。利用開始日の2営業日前の午後5時を過ぎた場合はキャンセル料が発生する場合があります。(キャンセル料が必要な場合には、必ずお支払いください。)
- 年末年始(12月29日～1月3日)は休業日のため、利用できません。
- 産後ケア事業を利用できなかった場合や、利用終了後も保健師等がご相談に応じています。お気軽にご相談ください。

詳細は市ホームページをご参照ください。



## お問い合わせ先

茨木市こども健康センター  
(茨木市 こども育成部 子育て支援課)

場所：茨木市春日三丁目 13 番5号

電話：072-621-5901

時間：月～金曜日  
午前8時45分～  
午後5時15分  
(祝日・振替休日・年末年始除く)



# 茨木市 産後ケア事業 の ご案内

## 産後ケア事業とは

出産後、自宅に帰っても育児や家事を手伝ってくれる人がいないなかで、出産や育児などの疲れから、身体的・心理的ケアなどの支援が必要な人を対象に、委託医療機関等で宿泊型のサポートを受けられる事業です。

### 【対象】

茨木市に住民票のある、産後4か月頃までのお母さんと赤ちゃんで、家族等から十分な家事、育児等の支援が得られない人のうち、次のいずれかに該当する人

- ①体調不良や育児不安等がある
  - ②お母さん、赤ちゃんともに病院への入院等を必要としない
- ※医療行為の必要な人、感染症の人（疑いも含む）は利用できません

### 【内容】

#### からだのサポート

- ・お母さんの休息
- ・おっぱいやミルクの授乳についての相談 など

#### こころのサポート

- ・子育てに関して不安に思っていることを相談するなど

#### 育児のサポート

- ・赤ちゃんのお風呂、授乳、スキンケア
- ・発育についての相談 など

## 利用時間と利用料金

### 【利用時間】

利用時間：午前 10 時から

翌日午後 7 時まで

（1泊2日の場合、最大5食の食事付）

利用日数：7日まで

### 【利用料金】

#### <課税世帯>

1泊2日 5,500円

※多胎児の場合は1人追加ごとに 730円増

※1日追加ごとに 2,750円増

（多胎児の場合は1人追加ごとに 370円増）

#### <非課税世帯・生活保護受給世帯>

1泊2日 2,300円

※1日追加ごとに 1,150円増

※多胎児加算はなし

（注）住民税非課税証明書および生活保護受給者証の提出が必要です。

※利用時間を短縮されても利用料金は変わりません。

## 利用方法について

ご希望者

(1)  
相談

(3)  
利用可否の決定

茨木市  
こども健康センター

(2)  
申請

連絡  
・  
調整

医療機関等

- ・妊娠中に申請された場合は、産後に利用決定をします。出産後に必ず状況報告のご連絡をお願いします。
- ・調整に数日を要します。日程に余裕をもってご相談ください。
- ・実施施設の混み具合によっては、ご希望に添えない場合があります。